

管理不良空家等の「解消」のための取組み状況について

空家相談案件対応状況表

[平成 31 年 3 月 31 日現在]

年 度	件 数	送付前 完 結	未送付 対応中	文書 送付	調査中	対象外	完 結
平成 26 年度	75	12	4	43	0	12	42
平成 27 年度	70	9	13	41	0	3	29
平成 28 年度	93	9	15	31	2	29	27
平成 29 年度	74	6	18	26	3	14	21
平成 30 年度	187	25	18	84	12	47	37
合計	499	61	68	255	17	105	156

※是正率 $156 \div (499 - 105) = 39.6\%$

条例第 2 条による管理不良な状態該当項目の件数（重複あり）

年 度	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
平成 26 年度	11 件 (17.5%)	35 件 (55.6%)	27 件 (42.9%)	6 件 (9.5%)	16 件 (25.4%)	9 件 (14.3%)
平成 27 年度	8 件 (11.9%)	32 件 (47.8%)	22 件 (32.8%)	6 件 (9.0%)	8 件 (11.9%)	7 件 (10.4%)
平成 28 年度	4 件 (6.2%)	30 件 (46.9%)	17 件 (26.6%)	9 件 (14.1%)	5 件 (7.8%)	12 件 (18.8%)
平成 29 年度	3 件 (5.0%)	28 件 (46.7%)	14 件 (23.3%)	7 件 (11.7%)	4 件 (6.7%)	8 件 (13.3%)

[凡例 H29 年度まで]

- ◎ア 火災若しくは自然災害により罹災した、又は著しく老朽化した空き家等が倒壊することにより、その敷地外において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
- ◎イ 空き家等に用いられた建築資材等が飛散し、又は剥落することにより、その敷地外において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
- ☆ウ 空き家等に相当程度に草木等が繁茂し、又は廃棄物が散乱し、火災により人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
- △エ 空き家等に相当程度に害虫、ねずみ等が繁殖し、周囲の健全な生活環境を著しく阻害するおそれがある状態
- オ 空き家等に不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態
- ◇カ 空き家等に存する樹木等により周囲の交通に著しく支障が生じている状態

年 度	ア	イ	ウ	エ	オ
平成 30 年度	112 件 (80.0%)	3 件 (2.1%)	2 件 (1.4%)	46 件 (32.9%)	4 件 (2.9%)

[凡例 H30 年度から ※条例改正により項目区分変更]

- ◎☆ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- △ イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ☆◇ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ◇ エ 周囲の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- オ 不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態